

令和8年度（2026年度）熊本県学力・学習状況調査及び
「基礎的な読む力」を測るテスト実施業務委託に関する企画コンペ公募
実施要領

1 目的

この要領は、次の業務（以下「業務」という。）を委託するにあたり、企画コンペ方式（以下「企画コンペ」という）により、業務委託業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 名称

令和8年度（2026年度）熊本県学力・学習状況調査及び「基礎的な読む力」を測るテスト実施業務

(2) 委託内容

別紙の「令和8年度（2026年度）熊本県学力・学習状況調査及び「基礎的な読む力」を測るテスト実施業務委託基本仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 委託限度額

92,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）2月26日（金）までとする。

3 企画コンペ参加資格要件

企画コンペに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 熊本県物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格申請を受け付ける。

ア 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

当企画コンペ公募の日から令和8年（2026年）5月14日（木）午後3時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること。

提出する場合は、アの受付期間内とする。

なお、提出にあたっては、本要領を添付すること

(3) 参加表明届提出時に、熊本県から指名停止を受けていない者。

(4) 本業務の遂行にあたって、熊本県教育委員会の要求に対応できる体制を整えていること。

(5) 学力調査等評価問題作成に係る実績を有すること。

4 企画コンペ参加手続きについて

企画コンペに参加する者は、次の手続き等を行うこととする。

(1) 企画コンペ説明会への出席

① 日時 令和8年（2026年）5月18日（月）及び19日（火）の2日間で個別対応（30分程度）

② 場所 熊本県庁新館6階談話室

なお、説明会への出席については、令和8年（2026年）5月14日（木）午後5時までに、電話により、会社名、部署名、氏名及び出席者数を熊本県教育庁市町村教育局義務教育課（以下「義務教育課」という。）に連絡すること。

(2) 企画コンペ参加申請書の提出

① 提出期限：令和8年（2026年）5月21日（木）午後5時まで
（郵送の場合は当日必着）

② 提出先：義務教育課義務教育指導班（熊本県庁行政棟新館6階）
〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

③ 提出書類：企画コンペ参加申請書（様式1）、

④ 提出方法：②の提出先へ持参、又は郵送するものとする。

(3) 企画提案書及び関係書類の提出

企画提案書及びその他の提出書類の記載並びに提出部数については、令和8年度（2026年度）熊本県学力・学習状況調査及び「基礎的な読む力」を測るテスト実施業務委託に関する企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）によること。

① 提出期限：令和8年（2026年）5月27日（水）午後5時まで
（郵送の場合は当日必着）

② 提出先：義務教育課義務教育指導班（熊本県庁行政棟新館6階）
〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

③ 提出書類：企画提案書及び様式2、3、4

④ 提出方法：②の提出先へ持参、又は郵送するものとする。

5 企画コンペについて

提出書類等は作成要領による。

(1) 審査方法

別に定める委員により構成される令和8年度（2026年度）熊本県学力・学習状況調査及び「基礎的な読む力」を測るテスト実施業務委託に関する企画コンペ審査会（以下「審査会」という。）が審査を行う。

(2) 実施日時等

企画提案を行う者は、次に定める企画コンペに参加し、提案内容について発表する。
なお、突発的な事由（災害対応等）により、状況によっては書面審査のみとする場合がある。

ア 実施日時

令和8年（2026年）6月4日（木）10：00～

イ 実施場所

熊本県庁新館10階教育委員会会議室

ウ 発表方法

(ア) 提出書類にもとづき、提案内容について発表すること。

(イ) 1社40分（発表25分、質疑応答15分）とする。

(ウ) 発表会への出席人数は4人以内とする。

(エ) プレゼンテーションソフト、スライド等を使用した発表も認める。

(プロジェクター、スクリーンは熊本県教育委員会で用意する。)

※なお、事前提出資料以外の資料の配付は認めない。

- (d) 審査員が発表者の社名等を判別、推測できないようにすること。(社名等を名乗ったり、名札等を着用したりしないこと) 違反した場合は失格とする場合がある。
- (e) 発表時刻、集合場所等の詳細は、令和8年(2026年)5月28日(木)までに電話で連絡する。

6 委託先の選定について

(1) 委託先の選定方法

企画提案書及びプレゼンテーションを基に、審査会において総合的な評価を行い、委託先を選定する。

なお、以下の審査基準に照らし、最もふさわしい提案書を採用する。

ア 熊本県学力・学習状況調査

- (ア) 教員が児童生徒一人一人の学習状況を把握し、個に応じた指導の具体的方策を立てるためのデータが得られること。
- (イ) 県全体の学力状況を分析し、熊本県教育委員会ホームページに掲載することから、信頼性、妥当性の高い学力調査であること。
- (ウ) 県内すべて(熊本市を除く。)の小学校3～6学年、中学校1～2学年及び義務教育学校3～8学年を対象に実施するための要件を満たしていること。
- (エ) 県内すべて(熊本市を除く。)の小学校3～6学年、中学校1～2学年及び義務教育学校の3～8学年を対象に、実施・回収・採点・データ入力等を行うことから、本委託業務に対応できる執行体制やその要員数、指揮命令系統が明確であること。

イ 「基礎的な読む力」を測るテスト

- (ア) 「基礎的な読む力」を測るテスト(例：一般社団法人教育のための科学研究所が開発したリーディングスキルテスト等)を行うこと。
- (イ) 教員が児童一人一人の学習状況を把握し、個に応じた指導の具体的方策を立てるためのデータが得られること。
- (ウ) 県全体の学力状況を分析し、熊本県教育委員会ホームページに掲載することから、信頼性、妥当性の高い調査であること。
- (エ) 県内すべて(熊本市を除く。)の小学校及び義務教育学校5学年、「読み解く力」モデル校の小学校6学年、中学校1～2学年及び義務教育学校6～8学年を対象に実施するため、仕様書に示した要件を満たすこと。
- (オ) 県内すべて(熊本市を除く。)の小学校及び義務教育学校5学年、「読み解く力」モデル校の小学校6学年、中学校1～2学年及び義務教育学校6～8学年を対象に、実施・回収・採点・データ入力等を行うことから、本委託業務に対応できる執行体制やその要員数、指揮命令系統が明確であること。

7 企画提案の無効

企画提案が次に掲げる場合には、無効とする。

- (1) 2に掲げる資格のない者が企画提案書の書類を提出した場合
- (2) 企画提案書及びその他の書類に虚偽の内容が記載されていた場合

8 委託先選定結果の通知等

企画提案書を提出した者に対しては、審査結果について書面により通知する。

9 契約に関する事項

(1) 契約締結の手続き

ア 熊本県教育委員会は、審査の結果、事業者を選考した後、事業者が提出した企画提案書をもとに業務仕様書を作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で作成する場合がある。

イ 熊本県教育委員会は、見積書を徴収し予定価格の金額以下であった場合において契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

なお、熊本県会計規則第78条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

10 その他

(1) 仕様書及び要領等、県から配付した資料を無断で使用することを禁止する。

(2) 企画提案書及びその他の資料の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

(3) 企画提案書は、提出者に無断で使用することはない。ただし、提案のあった内容については参考にすることがある。

(4) 書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位によること。

(5) この要領に定めのない事項については、提出者と熊本県教育委員会が協議して決定するものとする。

(6) 大規模な災害等、やむを得ない状況により採用された企画内容について実施が不可能と判断された場合は、業務内容の一部変更または事業を中止する場合がある。なお、中止となった場合の負担経費については、契約業者と協議のうえ決定する。